

藤沢市中小企業融資制度 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」



融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

【資金概要】

貸付期間	運転 1年超5年以内（据置12か月以内） 設備 1年超7年以内（据置12か月以内） 運転・設備併用の場合は、1/2以上を占める資金の貸付期間内
貸付限度額	1,000万円（運転資金500万円以内）
貸付利率 （固定金利）	1.8%以内（藤沢市の 利子補給制度あり ） ※藤沢市の特定創業支援等事業を受けた方については、1.6%以内
対象者	開業前の個人（藤沢市に住民登録がある方） 開業後5年未満の中小企業者（藤沢市に本店登記がある事業者）等 ※NPO法人、医療法人等は除く
資金用途	藤沢市内で継続的な事業活動を新たに開始（新規創業・新分野進出・事業転換・事業拡大等）するための運転資金・設備資金
返済方法	元金均等、割賦返済
担保及び保証人等	すべて信用保証協会の定めによる
信用保証料率 （創業関連保証）	0.8%（藤沢市の 信用保証料補助制度あり ） ※特定創業支援等事業を受けた創業者の場合は、0.7%
その他	藤沢市中小企業融資要綱の定めによる



ふじキュン♡

【藤沢市の補助制度】

利子補給制度：年1.8%以内（全額）/2年間（女性、若者／シニア起業家は3年間）

返済時に支払った利子について、毎年、市へ申請すると、当初2～3年間は全額補助が受けられます。

※それぞれ市税の滞納がないこと等の要件があります。

※若者／シニア起業家・・・融資申請日時時点で35歳未満、又は55歳以上の方

信用保証料補助制度：100%（上限20万円）

借入時に支払った保証料について、市へ申請すると、20万円まで補助が受けられます。



【申請について】

- 藤沢市中小企業融資制度は、取扱金融機関にご相談の上お申込みください。
- 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」のお申込み方法、必要書類、取扱金融機関等について、詳しくは右下の二次元コードより、「藤沢市中小企業融資制度 創業支援資金」をご覧ください。
- ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先・受付窓口までお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先・受付窓口】

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階

TEL (0466) 21-3813（直通） FAX (0466) 24-4500

受付時間9:00～16:30（12:00～13:00除く、土日祝・年末年始除く）

ホームページ：https://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/

（公財）湘南産業振興財団は、藤沢市から融資受付業務を受託しています。



創業支援資金「キュン☆スタ」
ご案内ページ